平成２１年（フ）第１１３号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目12番13号、旧住所埼玉県草加市青柳７丁目19番４号
破産者　菊池　利行
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
埼玉県越谷市赤山町４丁目５番34号、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市元柳田町８番19号　エーデルコート新越谷105
破産者　浜野　桂子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
埼玉県越谷市七左町４丁目161番地　医療法人秀峰会介護老人施設南面、住民票上の住所埼玉県越谷市赤山町４丁目５番34号、破産手続開始時の住民票上の住所埼玉県越谷市元柳田町８番19号　エーデルコート新越谷105
破産者　浜野　　弘
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１１８９号
広島市西区鈴が峰町39番３―301号
破産者　河崎　一夫
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第７７７号
大分県別府市大字南立石1081番地の12、申立時の住所大分県別府市大字南立石1159番地の５
破産者　小畑　博臣
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
秋田市土崎港西２丁目９番３号　２階
破産者　大野　龍也
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６号
秋田市牛島東６丁目３番16号
破産者　船橋　　保
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７号
秋田市牛島東３丁目１番11号　レジデンスアレフＧ
破産者　真坂　知実
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９号
福島県二本松市向原268番地７　サンハイツ102号
破産者　安齋　万里
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
福島市仲間町10番27号
破産者　笹木　賢一
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第２２８９号
神奈川県海老名市東柏ヶ谷３―17―４　セジュールさがみ野101号室、住民票上の住所横浜市神奈川区高島台15番地10　シティオ横浜401
破産者　中臺　一惠
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３１号
横浜市旭区今宿東町529番地
破産者　高橋　秀明
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７号
長野市青木島町大塚1498番地１
破産者　小林　智子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６３号
長野県諏訪市岡村２丁目４番３号
破産者　牛山　英一
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２４号
静岡県賀茂郡松崎町松崎319番地の１
破産者　関野　　保
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第４２０号
静岡県浜松市浜北区中条600番地の２　ハイツカトレアＡ―201、前住所静岡県浜松市北区初生町1258番地の45
破産者　大美　守弘
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
愛知県宝飯郡小坂井町大字宿字弥重141番地
破産者　藤田　利行
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3703番地
破産者　中嵜　博昭
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部